組NEWS合
Faculty and Staff Union of Kanazawa University
発行：金沢大学教職員組合執行委員会
住所：金沢市角間町　角間内線２１０５
直通電話(076)262-6009（FAX同じ）
E-mail kanazawa@ku-union.org
ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ http://www.ku-union.org
2010年1月27日
通巻 1127 号

この号の内容

２０１０年統一要求書を提出
学長宛統一要求書　１Ｐ
人事課長宛要求書　３Ｐ
理学部分会執行委員長挨拶　４Ｐ
スキーツアーのご案内他　４Ｐ

2010年統一要求書を提出

２０１０年統一要求書を作成し、１２月２１日に大学へ提出しました。

法人化以降教職員は多忙化し労働は強化されていることは周知の事実です。しかし、昨年実施した団体交渉（非常勤職員へのボーナス支給、人事院勧告に準拠した賃下げ反対）において、大学当局は非常勤職員へのボーナス支給を認めず、また賃下げについては、幾分かの代償措置は実施されましたが、社会一般の情勢への適合を理由に実施しました。

教員の代償措置としては既に研究費が支給されております。職員については、職場環境の改善や研修の充実について教員と同等の代償措置の実施で基本合意し、今後具体的な内容を検討していきます。

このような状況において、組合では、教職員の協力と連帯の体制を築き、明るく生き生きとした働きやすい職場環境づくりと労働諸条件の改善が不可欠であると考え、要求書を提出しました。

尚、今年は交渉を早く進めるために、労働条件等の根本的な改善に関わる事項を学長宛の統一要求書、個別対応可能な事項については人事課長宛の要求書として提出しました。
（要望した事項の内容をお知らせします。）

２００９年１２月２１日

国立大学法人金沢大学
学　長　中村　信一　様

金沢大学教職員組合
執行委員長　川幡　佳一

２０１０年統一要求書

1 全職員に共通する要求

1-1　教職員の労働条件の変更について、法人の予算変更を伴う場合は、基幹会議に諮る前に組合と協議すること。

1-2　法人化後削減されてきた基礎的研究・教育経費の増額に努力すること。

1-3　人事院勧告による国家公務員の人件費削減政策に安易に迎合せず、金沢大学独自の給与体系を早急に策定すること。

1-4　各種ハラスメントの防止のため、大学とは別の公正な第三者機関による相談室を設置し、相談しやすい体制とすること。

1-5　人事に関する不服申し立ての審査委員会を設立すること。その構成は事業主と過半数代表者もまじえ、男女比も考慮すること。

1-6　角間キャンパスに保育所を設置すること。

2 教員に関わる要求

2-1　教員はみなし7.75時間裁量労働制となっているが、教育・研究業務は7.75時間に見合っていない。国立大学教員の年間総職務時間：2988時間「大学等におけるフルタイム換算データに関する調査」（平成21年9月14日）とのデータが示されている。所定労働時間の見直しをすること。

2-2　現在、進められている教員評価の検討状況を開示し、評価結果については給与査定に利用しないこと。

2-3　テニュア・トラック制を含め、新たな任期制の導入は行わないこと。また、既存分については、制度の再点検と当該教員の常勤化を図ること。さらに、再任の決定や制度の変更においては不平等のないように留意すること。

2-4　学域再編以後、管理運営上、教員の多忙化が極端なまでに進んでいる。意思決定や各種執行体制の透明性を高めて、改善に努めること。
2-5　女性教員の積極的登用をはかること。
2-6　留学生増加計画については、政府の方針変更等により先行きが不透明となっていることも勘案し、拙速な計画実施を避けること。また教職員の過重労働を避けるよう配慮すること。
2-7　金沢大学で博士号を取得した若手研究者の研究歴継続に配慮するため、適切な所属機関の新設を検討し、さらに当該研究者のために可能な限り研究場所の確保を図ること。

3 附属学校園に関わる要求

3-1　附属学校教員の給与について、引き続き平成17年度以前の転入教員の早期の給与格差の改善を図ること。
3-2　附属学校において、大学と同様に入試問題作成手当を支給すること。
3-3　附属幼稚園教員の義務教育手当を小学校教員並みにすること。
3-4　附属学校の非常勤講師の時間給・諸手当・ボーナス・健康保険加入など県臨時職員並に待遇改善すること。

4 事務職員に関わる要求

4-1　人事評価を行う場合は職員への過重負担とならないよう配慮し、本人と合意の上で目標到達度を確認し、仕事への意欲・積極性を育ていくこと。評価結果を給与査定に利用しないこと。
4-2　事務職員の人員削減がますます進む中、法人化後の業務量は増加している。本人が希望しない配置転換など、さまざまな原因から職員の健康被害が起きている。全学的な視野に立った業務改善を行い、上司の配慮、職員相互の連携を進め、事務組織の見直しをすること。

5 技術職員に関わる要求

5-1　技術職員の職名は、技術職員、技術専門職員、技術専門員の３つとなっている。技術専門職員、技術専門員の定数増を要求する。特に、技術専門員の増を要求する。
5-2　組織化されている職場では、事務系職員の給与体系と同様に、役職（例えば、統括技術部長、副統括技術部長、技術長、技術室チーフ等）に役職手当を要求する。

6　非常勤職員等に関わる要求

6-1　改正パート労働法に準拠し、常勤職員と同等に働くフルタイム職員・パート職員の待遇改善を積極的に行うこと。
6-2　事務職員登用試験については受験資格を在職３年以上の非常勤職員とすること。また、図書館非常勤職員や技術・技能補佐員からの登用制度を新たに確立すること。
6-3　病気無給休暇10日間を有給にすること。
6-4　長期フルタイム職員の日給制を「月給制」とし、諸手当・昇給速度や退職金を正規職員と同等とすること。
6-5　フルタイム職員の期限付雇用者の期限を撤廃し常勤化すること。
6-6　パート職員へ期末手当（週30時間労働の方を基準として年間５万円）を支給すること。
6-7　パート職員の時給、一般職本給表（1-33）頭打ちを解消し、経験給を加算した俸給に改善すること。また、平成19年度からの定額制単価を経験給を加算した単価に引き上げること。

7　附属病院職員等に関わる要求

7-1　超過勤務を縮減すること。超過勤務手当を実態にしたがい申請させ、全額支給すること。
7-2　有給休暇年20日の取得に必要な人数に増員すること。
7-3　夜間看護手当を増額すること。
7-4　業務上の制度研修における経費を保障すること。
7-5　病院内に組合の掲示板を複数箇所設置すること。

8 健全な労使関係に関わる要求

8-1　新規採用者のオリエンテーション研修の場において、教職員組合を紹介する機会を設けること。
8-2　大学は過半数代表者と労使協定において、組合費などの「賃金控除に関する協定書」（平成16年4月1日）を結んでいる。法人化の際、給与システムの変更時には組合費のチェックオフについては対応するとしていた。労基法第24条によれば、結ばれている協定書は有効となっている。組合費のチェックオフをすみやかに実施すること。

２００９年１２月２１日

国立大学法人金沢大学
人事課長　深津　一也　様

金沢大学教職員組合
執行委員長　川幡　佳一

要　　　求　　　書

Ⅰ 全職員に共通する要求

Ⅰ-1　超勤の実態を公表し、業務の見直しや軽減、削減目標の設定などの具体的改善方策を提示すること。また、サービス残業をなくすこと。

Ⅰ-2　専任の労働安全衛生管理業務担当者を配置すること。専任以外の管理者を置く場合には現在3000円の手当てを増額すること。

Ⅰ-3　健康を守れるよう職場環境を改善すること。教職員の過重労働から病気休業者が増加している。メンタルな病気に関する実態調査を実施し、予防策を検討・実施すること。また、個別に予防、対応、復帰等メンタルヘルスプログラム作成し実行すること。受動喫煙被害をなくすよう教職員等への啓発活動を強化すること。

Ⅰ-4　平成25年からは年金支給開始が65歳となる。平成23年度までに定年延長などの法的措置が必要となる。それまでの段階的な措置として教職員の再雇用希望者の全員の再雇用先を早期に知らせること。雇用延長問題について、希望者の意向を反映させ、組合と協議を行うこと。

Ⅰ-5　生理休暇（特別休暇）は就業規則では病気休暇となっている。労働基準法では有給休暇として認められている。就業規則において、病気休暇から削除し、取得しやすいよう変更すること。また、病気休暇はボーナス支給の査定対象となり不利益である。休暇理由を公表しないこと。

Ⅰ-6　育児等との両立が可能な職場環境の整備を進めること。子どもの緊急の病気に対しては、大学が託児サポーターの相談援助制度の確立や育児休業中の非常勤講師の確実な確保に努めること。また、特別休暇・子ども看護休暇を有給とし、日数は現在年間５日間のところを10日間とし、子どもの年齢は中学就学前までとすること。非常勤職員については現在無給であり、同様に10日間有給とすること。

Ⅰ-7　平成19年度評価委員会が課題として指摘した、介護に伴う短時間勤務制度を導入しないこととした理由を明らかにすること。教職員の働きやすい介護援助制度として必要不可欠な、介護短時間勤務制度を導入すること。

Ⅰ-8　金沢大の病児保育室（たんぽぽルーム）の設置を評価する。今後は保育室の宝町地区以外の職員へ周知すること。開設時間など利用のしやすさについて職員からの意見を積極的に取り入れ改善していくこと。

Ⅱ 教員に関わる要求

Ⅱ-1　地域貢献事業による公開講座や学生募集に関わる業務（高校訪問など）に関しては、特別手当を新設すること。

Ⅲ 事務職員に関わる要求

Ⅲ-1　各職場の業務マニュアルが未整備であるため、異動時に十分な引継ぎができず、業務に支障をきたしている。超過勤務縮減に向けても業務マニュアルを作成し、業務を円滑にすること。

Ⅲ-2　法人化後の昇格基準を明らかにし、特に遅れている職員の早期改善を求める。さらに男女の格差がなくなるよう待遇改善を早急に行うこと。

Ⅳ 施設整備に関わる要求

Ⅳ-1　職員全員のロッカーを確保すること。

Ⅳ-2　全ての建物に教職員が横になれる男女別の休憩室（畳の部屋など）を設置すること。

Ⅳ-3　喫煙場所のうち多くの人が通る場所にあるものについては、設置場所を変更すること。煙が外に漏れない個室タイプの喫煙室を設置し分煙化を徹底すること。
Ⅳ-4　自動体外式除細動器（ＡＥＤ）の配置基準を明らかにし、不足している箇所へ配置すること。
Ⅳ-5　田上地区から通学・通勤できるよう田上から環境保全センターに抜ける歩道の整備を行うこと。
Ⅳ-6　角間北地区学生Ｄ駐車場の階段の冬季安全対策を講ずること。
Ⅳ-7　大学会館１Ｆ中央吹き抜け部分とコロネードを結ぶ階段（７段）に、スロープと手すりを併設すること。またコロネードからバス停まで感知式夜間照明を設置すること。
Ⅳ-8　角間北地区の総合教育２号館と人間社会５号館の間の通路に屋根をつけること。
Ⅳ-9　角間北地区の多目的トイレの改修について、すべてにウォシュレット、手洗い自動水栓設置、感知式照明を整備すること。またそれらのうち、角間の北中南の各地区少なくとも１カ所について、オストメイト対応改修を行うこと。
Ⅳ-10　角間北地区のエレベータのバリアフリー化を進めること。エレベータ内操作盤を低位置に設置し、押ボタンに点字ラベルを貼付、車椅子の安全確保のための鏡を設置すること。
Ⅳ-11　自然科学5号館と中福利施設をつなぐ通路の段差を解消し、遮蔽などの冬季積雪対策をすすめること。
Ⅳ-12　自然科学研究棟のエレベータ２台のうち１台が停止している。学生や職員の救急時に対応できるよう検討すること。
Ⅳ-13　南アカンサスインターフェイス横、足湯を常時有効利用できるように整備・管理すること。
Ⅳ-14　附属病院内に２ケ所、組合掲示板を設置すること。

組合ではこれらの項目を実現すべく交渉を進めることとしています。皆さんのご意見をお寄せください。

理学部分会からの挨拶

今年度の理学部分会、分会長をさせていただいております自然システム学系生物学コース生態学研究室の大河原恭祐と申します。右も左もわからないような状態で分会長という大役となり、正直とまどっておりますが、今年度はよろしくお願いいたします。

これまで組合の活動に対し、具体的意識をそれほど持っていた訳ではありませんでしたが、全学集会や団体交渉に参加させていただき、大学職員が抱える問題や課題を肌で感じ取ることができました。今年度は給与引き下げとその代償措置という大きな問題を抱え、また研究費削減や臨時職員の待遇等、他の問題についても予断を許さない状況と言えるでしょう。分会としてもこうした問題に取り組んでいくつもりです。

理学部分会では、職場懇親会などを通じ、広く組合員の意見を聞くよう努めています。また理学系という分野柄、春に本部主催で行われる野鳥観察会や地引き網体験では陰ながら当分会員が助力しております。安心して仕事ができる職場づくりを目指し、今後とも組相員の皆様のご協力、ご支援をよろしくお願いいたします。

（大河原恭祐
　自然システム学系生物学）

スキーツアーのご案内

日　時　2月20日（土）～21日（日）
場　所　白馬岩岳　山荘やまびこ
参加費　10,500円（一泊二食付き）
　　　　（未組合員11,500円）

リフト券無しの方 7,500円
小学生の宿泊 6,000円、幼児 1,000円（食事無）

申込締切：2月5日（金）
詳細は、組合ＨＰでご確認ください。

教職員共済退職者説明会をしました

１月１９日（火）退職後の資産の運用や共済について、共済組合大学事業所より来ていただき説明会が行われました。８名の参加でした。共済の継続は勿論、資産運用としての共済、新・終身共済や年金共済などへの質問もたくさんあり、中身の濃い説明会となりました。

☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

*退職後も共済は続けることができます。
*退職後の生活設計にとって、大切な退職金。少しでも有利な方法でご活用を！大切な資産を目的別に運用することをお奨めしています。
＊退職、他大学異動の方ご住所の変更手続きはお忘れなく！